

昭和48年職厚-905 新旧対照表（平成21年職補-59関係）

改正後	現行
<p>第9 休業補償関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 離職後において、療養のため通院することにより1日の一部に勤務することができない時間がある場合の休業補償の金額は、平均給与額の100分の60に相当する額を<u>7.75</u>（平成21年3月31日以前の日については<u>8</u>）で除して得た額にその時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とする。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>第9 休業補償関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 離職後において、療養のため通院することにより1日の一部に勤務することができない時間がある場合の休業補償の金額は、平均給与額の100分の60に相当する額を<u>8</u>で除して得た額にその時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とする。</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係</p> <p>1 規則16-2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 俸給の特別調整額 職務の級が行政職俸給表（一）の<u>7級</u>以上である職員のうち実施機関が人事院事務総長と協議して定める者について、<u>給与法の規定が適用されるものとした場合に支給されることとなる俸給の特別調整額の額として実施機関が人事院事務総長と協議して定める額</u></p> <p>(2) <u>本府省業務調整手当 給与法の規定が適用されるものとした場合に支給されることとなる本府省業務調整手当の月額</u></p> <p>(3) 初任給調整手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。<u>(4)</u>において「在外給与法」という。）の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額</p>	<p>第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係</p> <p>1 規則16-2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 俸給の特別調整額 職務の級が行政職俸給表（一）の<u>5級</u>以上である職員のうち実施機関が人事院事務総長と協議して定める者について、<u>人事院規則9-17（俸給の特別調整額）第2条第1項又は第2項の規定を適用したのものとした場合に受けることとなる額として実施機関が人事院事務総長と協議して定める額</u></p> <p>(2) 初任給調整手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。<u>以下</u>「在外給与法」という。）の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる初任給調整手当の月額</p>

(4) 扶養手当 在外給与法の規定に基づく配偶者手当が支給されている者について、在外給与法第15条の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額

(5) 地域手当 俸給月額、(1)による額及び扶養手当の月額 ((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合 ((8)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(6)・(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者以外の者について、給与法第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額(俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。)の100分の125に22(平成3年3月以前の月については18、同年4月から平成16年3月までの間の各月については21)を乗じて得た額(国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～4 (略)

5 休業援護金の取扱いについては、次による

。

(3) 扶養手当 在外給与法の規定に基づく配偶者手当が支給されている者について、同法第15条の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額

(4) 地域手当 俸給月額、(1)による額及び扶養手当の月額 ((3)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合 ((7)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(5)・(6) (略)

(7) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者 ((1)による額を人事院規則9-17第2条第1項第2号又は第2項第2号の規定を適用したものとした場合に受けることとなる額とされた者を除く。)以外の者について、給与法第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額(俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。)の100分の125に22(平成3年3月以前の月については18、同年4月から平成16年3月までの間の各月については21)を乗じて得た額(国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～4 (略)

5 休業援護金の取扱いについては、次による

。

(1) (略)

(2) 規則16-3第13条の「人事院が定める額」は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる額とする。

ア 休業補償を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 離職後において療養のため通院することにより1日の一部に勤務することができない時間がある場合 休業補償に係る平均給与額の100分の20に相当する額を7.75（平成21年3月31日以前の日については8）で除して得た額に、その時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

イ・ウ (略)

6～16 (略)

(1) (略)

(2) 規則16-3第13条の「人事院が定める額」は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる額とする。

ア 休業補償を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 離職後において療養のため通院することにより1日の一部に勤務することができない時間がある場合 休業補償に係る平均給与額の100分の20に相当する額を8で除して得た額に、その時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

イ・ウ (略)

6～16 (略)